

本学会では広告可能な専門医制度の確立を目指して、鋭意、活動を継続しており、これまでの経過やクリアすべき問題点について研修施設長各位へ郵送にてご報告
(<https://www.shika-implant.org/shika/wp-content/uploads/2024/10/202410-2.pdf>)

いたしました。また、臨時施設長会議で施設長各位のご意向をうかがった上で、臨時理事会を開催し今後の進め方を決定しました。本学会が一丸となって目的達成に取り組むために、これらの情報を全会員で共有すべきであることが理事会で確認され、本メールマガジン特別号を送信する運びとなりました。
是非、お目通しいただき、本学会のこれまでの対応をご理解の上、今後の活動にご協力くださいますようお願いいたします。

広報委員会委員長 山森徹雄

広告可能な専門医制度に対する本学会の取り組みと今後の方略について

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長 細川隆司

（一社）日本歯科専門医機構の認定による広告可能なインプラント歯科専門医（仮称）に

関する新しい制度の構築につきましては、共同申請者である日本顎顔面インプラント学会と共に16回に及ぶ作業部会（WG）において協議され、カリキュラム案及び必要な経験症例数等の議論については、概ね両学会の意見の一致を見ております。加えて、当学会では令和5年度第3回理事会（令和5年9月15日）において臨床実地研修（OJT：On the Job Training）

を実施する研修施設、および準研修施設の要件（案）について承認され、その後、それらの内容を含めた専門医制度に関する規程と施行細則（案）についてWGにて検討された内容について逐次報告し承認を得ているところです。

先般、令和6年4月11日に開催された第15回インプラント歯科専門医（仮称）WGにおいて、両学会が合意のもと提案した施行細則（案）の第3条（6）項『規則第7条1号における常勤として認定研修機関に所属するとは3日／週以上診療並びに研修に従事することあるいはそれに準ずる研修期間とする。』について、日本歯科専門医機構より『あるいはそれに準ずる研修期間』を削除するよう示唆がありました。このことについて、令和6年度第1回理事会（5月25日）において承認の可否について審議いたしましたが、様々な意見が出され、後述するような懸念が示されたため採決に至らず、議案の承認が持ち越し（継続審議）となりました。
その懸念とは以下の事項でした。

1. 国民目線から見た専門医制度の構築に関する懸念

日本歯科専門医機構より厚生労働省に提出された令和4年度厚労省委託事業「歯科医療の専門性に関する協議・検証一式」の報告書において、患者代表としての貴機構の理事である豊田郁子氏（NPO 法人架け橋理事長）、宮脇正和氏（医療過誤原告の会会長）が、【V. 国民目線から見た機構認定歯科専門医について（P. 76-79）】において、下記のように述べられています。

『全国の歯科医師の大半は開業医（診療所に従事）であり、一部の地域では無歯科地区も存在し、歯科専門医が大学病院や都市部に集中することによる地域偏在、歯科医師、専門医不足が懸念されている。本委員会が過去に実施した歯科専門医のヒアリングにおいても、地域開業医の認定研修の受講や専門医を維持する資格更新の要件を満たすことへの困難さが明らかになっている。＜そのため診療所に従事する歯科医師の勤務環境を踏まえた資格取得への体制整備について検討が必要と考える＞。（原文に＜＞追加）』

このような国民目線の専門医制度が患者代表の貴機構理事2名から求められて

いる中で、柔軟な専門医研修制度の構築が困難となるような施行細則では患者代表、ひいては国民の理解が得られないのではないか、という懸念が当会理事会で示されました。

2. 歯科専門医機構の評価認定委員会による評価認定に関する懸念
日本歯科専門医機構より厚生労働省に提出された令和4年度の厚労省委託事業「歯科医療の専門性に関する協議・検証一式」の報告書において、貴機構専門医申請学会評価認定委員会委員長である木村博人先生が【Ⅲ. 令和4年度機構認定歯科専門医における専門医制度とその運用について】2. 運用審査作業から見た歯科専門医制度の課題と展望～において、下記のように述べられています。

『令和3年度報告書の主題である「卒後数年を経てから専門医の取得を目指す歯科医師」や「地域歯科医療を担う歯科医師が専門医取得後、容易かつ適正に資格更新を可能とすること」を想定した制度設計と運用について、機構と申請学会の共通認識が定まっていないことである。現行の歯科専門医制度の多くは、卒直後の歯科医師を対象とし、歯育機関を中心とする専門医育成に重点が置かれているために、前記の2つの視点からの取り組みが不十分であり、地域偏在の一因ともなっている。＜このような状況を改善するためには、臨床研修施設への在籍に拘泥することなく、診療実績や診療技能修得レベルに対する評価・判定方法を工夫し、専門医の質を担保する制度設計が必要＞と思われる。
(原文に＜＞追加)』

このように、新たな歯科専門医制度においては「卒後数年を経てから専門医の取得を目指す歯科医師」や「地域歯科医療を担う歯科医師が専門医取得後、容易かつ適正に資格更新を可能とすること」を想定した制度設計と運用が求められており、評価認定委員長である木村博人先生が上記のような意見を明確に報告書に記載されております。インプラント歯科専門医（仮称）については、これから申請学会評価認定委員会において評価を受けようとしているわけですが、専門医規定（案）や施行細則（案）が評価委員会委員長の示されている『臨床研修施設への在籍に拘泥することなく、診療実績や診療技能修得レベルに対する評価・判定方法を工夫し、専門医の質を担保する制度設計』となっていない場合、評価委員会の理解が得られないのではないか、という懸念が当会理事会で示されました。

上記の懸念については、理事会決議に基づいて日本歯科専門医機構に公式文書で質問書を送付しており、公式な文書としての回答は得られておりませんが、先般、日本歯科専門医機構事務局よりメールで学会宛にコンタクトがあり、公式文書での回答とは別の話として、

当会理事会が施行細則（案）を早急に承認しないと、WG（作業部会）での協議を打ち切り、正式な専門医制度承認プロセス（歯科専門医機構の整備委員会ならびに認定評価委員会での審査）に進むことができなくなる旨の通達を受けました。

当学会としては、まず臨時の研修施設長会議を9月27日にオンラインで開催し、施行細則（案）

の第3条（6）項に『3日／週以上診療並びに研修に従事すること』という記載を承認することについて、理事長および専門医制度推進委員会委員長より詳細な説明を行い、正式な専門医制度承認プロセスに進むことを優先する方針案について質疑応答の後、意向調査を実施したところ投票に参加した施設長の94%から方針案承認の意向が得られました。その結果を受けて、9月28日に開催された臨時理事会において施行細則（案）への『3日／週以上診療並びに研修に従事すること』という記載が承認され、日本歯科専門医機構に報告させて

頂いたところです。

今後は、できるだけ早期に申請書をまとめ上げて正式な専門医制度承認プロセスに進み、その中で、当会の専門医に対する考え方や国民目線で見たいインプラント歯科専門医（仮称）制度

について議論を深めて行きたいと考えております。

今後、広告可能な専門医制度につきまして、また、何らかの進展がありましたら、メールマガジン等でもご報告させて頂きたいと考えております。

会員の皆様におかれましては、どうか、日本歯科専門医機構が認証する広告可能な

専門医制度の構築につきまして、甚だ長い道程とはなっておりますが、
今後ともご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

編集長：山森徹雄（広報委員会委員長）
発行元：公益社団法人日本口腔インプラント学会広報委員会
〒108-0014 東京都港区芝4-3-5ファースト岡田ビル8F
<https://www.shika-implant.org/>
mail: jsoi@peace.ocn.ne.jp

※このアドレスは送信専用です。
配信停止/登録内容の設定変更は会員マイページよりお願いいたします。
賛助会員の皆様は事務局までご連絡ください。
<https://service2.kktcs.co.jp/jsoiweb/loginmember/>